

第 3 回

岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会

日 時 令和5年10月11日(水) 10:00～

場 所 岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

議 事 次 第

- 1 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

「岡山県各種商品小売業」特定最低賃金の必要性について 意見要旨

各種商品小売業最低賃金専門部会審議につて労使で流通業の課題、今後について協議できることに対し、感謝申し上げます。

1. 各種商品小売業特定最賃の必要性について

本年は地賃が40円上がり、あがり幅のスピードが加速している中、特定最賃が追い付いていません。

過去3年の審議結果をみると2022年は17円、2021年は13円、2019年は24円の労使合意となっており、最大24円の上がり幅となっている。その時代背景はあるものの、特定最賃の優位性は保たれてきました。

本年は地賃に対し22円埋没している状況であるが、特定最賃の基本的考えである流通業の魅力向上そして人材確保の観点からみれば、地賃に負けない特定最賃であり埋没しないように特定最賃を上げてく事と思います。

また、様々な業種を含んでいる業態であるが、その一步先を各種商品小売業は流通業の先駆者でなければならないと思います。

地賃と比較をする考えもあるが、私どもは岡山6業種の特定最賃と比較し他業種に負けない産業づくり、特定最賃額にしていかななくてはならないと考えております。

2. 私たちが目指す特定最低賃金について

私たちは、これまで掲げてきた「誰もが時給1,000円」を堅持しつつ、連合リビングウェッジでは、岡山県は1,050円となっております。

本年も4%物価も上がり、来年も同様に物価が上がれば生活に直結します。業績があがり、賃金が上がり、可処分所得を増やし衣食住にも使えるお金を回さなければなりません。

最低な生活を確保するうえで、リビングウェッジ1,050円と特定910円の差額140円の差を縮めて行かなくては、ならないと考えております。なお岡山7業種の時間給では単純平均で962円となっており、商品小売業平均より下回っています。

この春闘で短時間労働者の賃上げ率では、連合岡山では5.01%、UAゼンセンでは5.15%という結果となっております。

そこで、現在の910円の特定に対し、賃上げの妥結率5%を乗じた額(45.5円)955円となり、私たちは特定最賃額として今年度の最賃と同額の40円と考えております。

上記、地賃に22円埋没している中で、次年度以降も今回と同じような状況になることを想定しつつも、最低限の生活水準を確保すると、岡山の他業種に負けない産業にするためには、岡山県のリビングウェッジを上回る額の地賃または、特定最低賃金までは各種商品小売業の必要性、優位性は必要であると考えております。

以上